

第百八十三回国
参議院内閣委員会
會議録第十四号

平成二十五年六月二十日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月十八日

兼任

斎藤 嘉隆君

那谷屋正義君

藤本 祐司君

寺田 典城君

六月十九日

兼任

岡崎トミ子君

高橋 千秋君

石井 浩郎君

中原 八一君

六月二十日

兼任

神本美恵子君

米長 晴信君

水野 賢一君

小川 敏夫君

芝 博一君

福山 哲郎君

岡田 広君

中西 祐介君

有田 芳生君

小川 敏夫君

白 眞勲君

藤本 祐司君

蓮 舩君

江島 潔君

補欠選任

岡崎トミ子君

神本美恵子君

高橋 千秋君

米長 晴信君

補欠選任

有田 芳生君

藤本 祐司君

世耕 弘成君

水落 敏栄君

補欠選任

小川 敏夫君

水野 賢一君

芝 博一君

福山 哲郎君

岡田 広君

中西 祐介君

有田 芳生君

小川 敏夫君

白 眞勲君

藤本 祐司君

蓮 舩君

江島 潔君

委員以外の議員

発議者

国務大臣

国務大臣

(国家公安委員)

(国家委員)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣)

当大臣(男女共同参画)

事務局側

常任委員会専門員

五十嵐吉郎君

森 まさこ君

古屋 圭司君

中西 健治君

水野 賢一君

谷合 正明君

山谷えり子君

水落 敏栄君

中曾根弘文君

世耕 弘成君

山東 昭子君

本日の会議に付した案件

○内閣の重要政策及び警察等に関する調査

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案に関する件)

(ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に関する件)

○歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(中西健治君外七名発議)

○委員長(相原久美子君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、寺田典城君、斎藤嘉隆君、那谷屋正義君、石井浩郎君及び中原八一君が委員を辞任され、その補欠として米長晴信君、神本美恵子君、有田芳生君、世耕弘成君及び水落敏栄君が選任されました。

また、本日、神本美恵子君及び米長晴信君が委員を辞任され、その補欠として小川敏夫君及び水野賢一君が選任されました。

○委員長(相原久美子君) 内閣の重要政策及び警察等に関する調査のうち、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会におきまして協議いたしました結果、お手元に配付いたしておりますとおり草案がまとまりました。

まず、草案の趣旨及び主な内容について御説明申し上げます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法は、平成十三年に、参議院共生社会に関する調査会において超党派によりなされた立法であります。近年、デートDVと呼ばれる交際相手からの暴力が社会的に問題となっており、被害者やその親族が加害者によつて殺害されるという痛ましい事件も生じている中で、特に生活の本拠を共にしている場合の被害者については、現行の法制度による被害者の救済に制約があり、迅速な救済を図ることが難しい実情となっているという認識の下、被害者や関係団体を中心に、DV防止法の改正による同法の適用対象の拡大を求める声が高まっております。

本法律案は、こうした被害者の声にこたえ、各党における検討を踏まえ、立案したものであります。

以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

この改正案においては、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力及びその被害者について、この法律の規定を準用することとしております。なお、婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない交際は対象から除いております。

これにより、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者についても、被害者に対する相談、援助、保護や、重大な危害を加えられるおそれがある場合における保護命令の発令など、当該暴力の防止及びその被害者の保護に関する施策を講ずることにより、その救済を迅速に図ることができるようになっております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとしております。

以上が本法律案の草案の趣旨及び内容であります。

それでは、本草案を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(相原久美子君) 御異議ないと認めます。よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(相原久美子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(相原久美子君) 次に、内閣の重要政策及び警察等に関する調査のうち、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題といたします。

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

○委員長(相原久美子君) 次

本件につきましては、理事会におきまして協議いたしました結果、お手元に配付いたしておりますとおり草案がまとまりました。

まず、草案の趣旨及び主な内容について御説明申し上げます。

ストーカー行為等の規制等に関する法律、いわゆるストーカー規制法は、平成十二年の施行以来、被害の未然防止や拡大防止に大きな役割を果たしてきました。しかし、近年、警察の対応の見直しが必要とされる事象が生じ、あるいは規制の対象とならないようなストーカーが行われ、ついには被害されるという痛ましい事件が発生いたしました。ストーカー事象の数も高水準で推移し、平成二十四年中の認知件数は約二万件と、ストーカー規制法施行後最多となっております。

本法律案は、このような最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、ストーカー規制法について、電子メールを送信する行為を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等を求める旨の申出、当該申出をした者への通知等付きまとい等を受けた者の関与を強化するほか、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援を明記しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為を付きまとい等に追加して、規制の対象とすることとしております。

第二に、禁止命令等を行うことができる公安委員会について、加害者の住所等の所在地、付きまとい等が行われた地又は被害者の居所の所在地を管轄する公安委員会にも拡大することとするほか、警告又は仮の命令をすることができる警察本部長等についても、同様の改正を行うこととしております。

第三に、公安委員会は、被害者からの申出によっても禁止命令等ができることとするともに、申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに当該禁止命令等の内容及び日時を申出をした者に通知しなければならないこと

とし、禁止命令等をしなかったときは、速やかにその旨及びその理由を申出をした者に書面により通知しなければならないこととしております。また、警察本部長等は、警告をしたとき又はしなかったときは、禁止命令等の場合と同様、通知しなければならないこととしております。

第四に、国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援等に努めなければならないこととし、これらの支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこととしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとしております。

また、ストーカー行為等の相手方の適切かつ迅速な保護を図るため、ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、当該行為が電気通信を利用した情報の伝達方法の進展に伴い多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。とともに、政府は、当該規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、これらの検討に当たって適切な役割を果たすものとする。以上が本法律案の草案の趣旨及び主な内容であります。

それでは、本草案をストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(相原久美子君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(相原久美子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(相原久美子君) 次に、歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案を議題といたします。

発議者中西健治君から趣旨説明を聴取いたします。中西健治君。

○委員以外の議員(中西健治君) ただいま議題となりました歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案につきまして、発議者を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

現在、税金や労働保険料、年金保険料等に関しては、税務署、労働基準監督署、年金事務所など幾つもの機関が別々に徴収をしているだけでなく、徴収対象者に関する情報が共有されていないなど徴収業務が非効率となっており、さらに徴収率の向上や徴収漏れの解消も課題となっております。

本法律案は、これらの状況を踏まえ、税金や労働保険料、年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付状況の改善に資するため、国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行うものとしてあります。

外局として歳入庁を置くものとしております。

第二に、歳入庁は、国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行うものとしてあります。

第三に、歳入庁の職員の定員は、歳入庁が設置される直前における国税庁の職員の定員にできる限り近い必要最小限の数とするものとしてあります。

第四に、政府は、個人番号の利用等に関する制度を導入し、歳入庁が設置されるまでに個人番号の利用が開始されるよう、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとしてあります。

第五に、政府は、歳入庁が設置されるまでに内国税、労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する情報システムの統合及び各種データベースに関する関係行政機関との連携並びに歳入庁に引き継がれる個人情報等の適切な管理体制の整備等について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしてあります。

第六に、政府は、地方公共団体による歳入庁に対する地方税の徴収事務の委託制度の導入及び社会保険制度における負担の公平を図るための在り方等の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしてあります。

なお、この法律は、公布の日から施行することといたしております。

以上が本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(相原久美子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十四分散会

〔参照〕
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(案)
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
題名中「保護」を「保護等」に改める。
目次中「第五章 雑則(第二十三条―第二十八条)」を「第五章の二 補則(第二十八条の二)」に改める。
第一章中「この項」の下に「及び第二十八条の二」を加える。
第五章の次に次の一章を加える。
第五章の二 補則
(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等)をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であつた者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であつた者
第十条第一項から第四項まで、第十一第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第二十九条中「保護命令」の下に「(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)」を加える。

(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。
附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
別表第一の一六の項イ及び同表一七の項ホ中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。
3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
別表第一の一六の項イ及び同表一七の項ホ中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

し、同条第二項の次に次の二項を加える。
3 警察本部長等は、警告をしたときは、速やかに、当該警告の内容及び日時を第一項の申出をした者に通知しなければならない。
4 警察本部長等は、警告をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を第一項の申出をした者に書面により通知しなければならない。
第五条第一項中「ときは」の下に「、当該警告に係る前条第一項の申出をした者の申出により、又は職権で」を加え、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。
3 一の公安委員会が禁止命令等をした場合には、他の公安委員会は、当該禁止命令等を受けた者に対し、当該禁止命令等に係る第三条の規定に違反する行為について禁止命令等を行うことができない。
4 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしたときは、速やかに、当該禁止命令等の内容及び日時を当該申出をした者に通知しなければならない。
5 公安委員会は、第一項の申出を受けた場合において、禁止命令等をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申出をした者に書面により通知しなければならない。
第八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第一項中「対する」の下に「婦人相談所その他適切な施設による」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 国及び地方公共団体は、前項の支援等を図るため、必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
第十条第一項中「住所」を「住所若しくは居所若しくは当該禁止命令等並びに第五条第二項の聴聞及び意見の聴取に係る第三条の規定に違反する

理由
配偶者以外の交際相手からの暴力への対処及びその被害者の保護の在り方が課題となつてゐる状況に鑑み、その解決に資する観点から、保護命令制度その他の施策の対象を拡大し、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の防止及びその被害者の保護のための施策を講ずる必要がある。これら、この法律案を提出する理由である。

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(案)
ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「怨恨」を「怨恨」に改め、同項第五号中「かけ若しくは」を「かけ」に改め、「用いて」の下に「送信し、若しくは電子メールを」を加え、同項第八号中「性的羞恥心」を「性的羞恥心」に改める。
第四条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項と

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(案)
ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「怨恨」を「怨恨」に改め、同項第五号中「かけ若しくは」を「かけ」に改め、「用いて」の下に「送信し、若しくは電子メールを」を加え、同項第八号中「性的羞恥心」を「性的羞恥心」に改める。
第四条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項と

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(案)
ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「怨恨」を「怨恨」に改め、同項第五号中「かけ若しくは」を「かけ」に改め、「用いて」の下に「送信し、若しくは電子メールを」を加え、同項第八号中「性的羞恥心」を「性的羞恥心」に改める。
第四条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項と

行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地」に改め、同条第二項中「住所」を「住所若しくは居所若しくは当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地又は当該行為が行われた地」に改め、同条第三項中「当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者がその住所又は居所を当該公安委員会の管轄区域内から他の公安委員会の管轄区域内に移転した」を「次に掲げる事由が生じたことを知った」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該警告又は仮の命令に係る第四条第一項の申出をした者がその住所又は居所を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

二 当該申出に係る第三条の規定に違反する行為をした者がその住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)を他の公安委員会の管轄区域内に移転したこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二条の改正規定及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

(通知に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「新法」という。)第四条第三項及び第四項の規定は、この法律の施行後に同条第一項の申出を受けた場合における警告について適用する。

(条例との関係)

第三条 地方公共団体の条例の規定で、新法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、第二条の改正規定の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別

段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 ストーカー行為等その他の特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で当該特定の者等に不安を覚えさせるような方法による行為の規制等の在り方については、近年、当該行為に係る事案の数が高い水準で推移していること、当該行為が多様化していること等を踏まえ、所要の法改正を含む全般的な検討が加えられ、速やかに必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、前項の行為の実情等を把握することができるとあることを踏まえ、同項の規制等の在り方について検討するための協議会の設置、当該行為の防止に関する活動等を行っている民間の団体等の意見の聴取その他の措置を講ずることにより、同項の検討に当たって適切な役割を果たすものとする。

理 由

最近におけるストーカー行為等の実情に鑑み、電子メールを送信する行為を規制の対象に加えるとともに、禁止命令等を求める旨の申出、当該申出をした者への通知等つきまとい等を受けた者の関与を強化するほか、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所等による支援を明記する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

六月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、歳入庁の設置による内国税並びに労働保険

料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(中西健治君外七名発議)

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料(以下「労働保険料」という。)の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている厚生年金保険及び国民年金の保険料、全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料その他の保険料(以下「年金保険料等」という。)の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めることにより、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資することを目的とする。

(歳入庁の設置)

第二条 政府は、内閣府に、その外局として歳入庁を置くものとし、このために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

2 歳入庁は、平成二十七年年度中に置かれるものとする。

(歳入庁が一元的に行う事務等)

第三条 次に掲げる事務については、歳入庁において一元的に行うものとする。

一 国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務その他の事務

二 厚生労働省が所掌している労働者災害補償保険事業及び雇用保険事業に関する事務のうち

ち、労働保険料等の徴収に関するものその他その徴収に関し必要となるもの

三 日本年金機構が行っている業務のうち、年金保険料等その他徴収金の徴収に関するもの、厚生年金保険及び国民年金、全国健康保険協会が管掌する健康保険等の被保険者の資格に関するものその他これらに関し必要となるもの

2 前項の事務のうち内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の納付を行う者の利便性の向上を図りつつ業務の効率化を進める観点から民間に委託することが適当なものについては、民間への委託をすることができるとする。

(歳入庁の職員の定員等)

第四条 歳入庁の職員の定員は、歳入庁が設置される直前における国税庁の職員の定員にできる限り近い必要最小限の数とするものとする。

2 歳入庁の設置に伴い退職をする者が生じる場合においては、当該退職に際し、適切な配慮がなされるものとする。

(個人番号の利用等に関する制度の導入)

第五条 政府は、税、社会保障等に関する行政手続における特定の個人を識別するための番号(以下この条において「個人番号」という。)の利用等に関する制度を導入し、歳入庁が設置されるまでに個人番号の利用が開始されるよう、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(歳入庁の設置までの検討)

第六条 政府は、歳入庁が設置されるまでに、次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

一 国税庁が有する内国税の賦課及び徴収に関する情報システム、厚生労働省が有する情報システムのうち第三条第一項第二号に掲げる事務に関するもの並びに日本年金機構が有する情報システムのうち同項第三号に掲げる業務に関するものを早期に統合するとともに、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の

徴収等に資する各種のデータベースに関する
関係行政機関との連携を強化すること。

二 歳入庁に引き継がれることとなる年金保険
料等の納付等に係る個人情報その他のその保
有に係る個人情報漏えいし、滅失し、又は
毀損することを防止するため、その適切な管
理のために必要な体制の整備等を行うこと。

(地方税の徴収事務の委託に関する検討)

第七条 政府は、地方公共団体が歳入庁に対し地
方税の徴収に関する事務を委託することができ
る制度の導入について検討を行い、その結果に
基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(社会保険制度に関する負担の公平を図るため
の検討)

第八条 政府は、厚生年金保険、健康保険その他
の社会保険の制度に関し、被保険者等に係る負
担の公平を図るため、標準報酬月額等の上限の
廃止を含めたその在り方、被用者に係る保険料
率等の統一を含めたその在り方等の見直しにつ
いて検討を行い、その結果に基づいて所要の措
置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(

(

平成二十五年六月二十八日印刷

平成二十五年七月一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局